

家族まるごとセット割に関する特約

目次

第1章	総則	2
第1条	(本特約の適用)	2
第2条	(用語の定義)	2
第3条	(本特典の適用条件)	3
第4条	(本特典の内容)	3
第5条	(本特典の申込及び開始)	3
第6条	(本特典の適用における制限事項)	3
第7条	(本特典の終了)	4
第8条	(本特典の内容及び本特約の変更・廃止)	4
第9条	(分離可能性)	5
第10条	(準拠法)	5
第11条	(専属的合意管轄裁判所)	5

第1章 総則

第1条 (本特約の適用)

1. 本特約は、エキサイト株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「エキサイトモバイル」サービス（エキサイトモバイルサービス契約約款（<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/exmb.pdf>）（以下「エキサイトモバイル契約約款」といいます。）に定義する「本サービス」をいい、以下「本モバイルサービス」といいます。）と光回線サービス「BB.excite 光 10G」（BB.excite 光 10G 契約約款（<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/hikari10g.pdf>）に定義する「BB.excite 光 10G」をいい、以下「本光回線サービス」といいます。）を併せて契約している個人（以下「契約者」といいます。）に対し、本モバイルサービスの月額利用料金を割引く特典「家族まるごとセット割」（以下「本特典」といいます。）の提供条件を定めるものです。
2. 当社が別途定める以下の各号の利用規約等は、本特約の一部を構成するものとします。なお、以下の各号の利用規約等と本特約の規定が抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとします。
 - (1) エキサイト・サービス利用規約（<https://info.excite.co.jp/agreement/>）
 - (2) プライバシーポリシー（<https://info.excite.co.jp/privacy-policy/>）
 - (3) エキサイトモバイルサービス契約約款（<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/exmb.pdf>）
 - (4) BB.excite 光 10G 契約約款（<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/hikari10g.pdf>）
 - (5) 名称の如何を問わずに本モバイルサービス又は本光回線サービスに関連して当社が書面又はウェブサイト等で別途定める重要事項説明書、ガイドライン、ルール、注意事項、お知らせ及び当社からの通知事項
3. 契約者は、本特典の適用を受けるにあたり、本特約の内容を十分に理解し、承諾するものとします。なお、本特典の適用の開始をもって、契約者は本特典の内容に承諾したものと看做します。

第2条 (用語の定義)

1. 本特約で用いる用語の意味は、本特約において異なる意味が定められる場合を除き、エキサイトモバイル契約約款又は BB.excite 光 10G 契約約款における意味と同様とします。
2. 本特約における主要な用語は、以下の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 「対象料金プラン」とは、本モバイルサービスの料金プランのうち、「Fit プラン」又は「Flat プラン」をいいます。
 - (2) 「対象 SIM カード」とは、本モバイルサービスにおいて提供される SIM カードのうち、

「音声通話機能付き SIM」をいいます。

第3条 （本特典の適用条件）

本特典の適用を受けるためには、契約者は、以下の各号に定める全ての条件を継続して満たす必要があります。

- (1) 当社との間で本光回線サービスの有効な契約を締結していること。
- (2) 当社との間で本モバイルサービスの有効な契約を締結しており、かつ、当該契約において対象料金プランを利用していること。
- (3) 本モバイルサービスの契約において、対象 SIM カードを 1 枚以上利用していること。
- (4) 本光回線サービスの契約と本モバイルサービスの契約が、同一の BB.excite メンバー ID で登録されていること。

第4条 （本特典の内容）

1. 契約者が第 3 条（本特典の適用条件）に定める適用条件を全て満たした場合、本モバイルサービスの対象料金プランで利用する対象 SIM カード 1 枚につき、本モバイルサービスの月額利用料金から 220 円（税込）を割り引きます。
2. 本特典による割引額の合計金額の上限は、1 暦月あたり 1,100 円（税込）とします。

第5条 （本特典の申込及び開始）

1. 本特典の適用を受けるための契約者による個別の申込みは不要です。
2. 当社が契約者について第 3 条（本特典の適用条件）に定める適用条件を全て満たしていることを確認した場合、当該確認をした日が属する暦月の本モバイルサービスの月額利用料金から、本特典の適用を開始します。
3. 適用条件の充足を確認するタイミング及び当社の料金計算事務の都合により、本特典の適用の開始が翌料金計算期間からとなる場合があります。

第6条 （本特典の適用における制限事項）

1. 本特典による割引額が、割引の対象となる暦月の本モバイルサービスの月額利用料金（他の割引が適用される場合は、当該他の割引の適用後の金額）を超過する場合、本特典による割引額は当該月額利用料金の額を上限とし、超過分について、翌月への繰り越し、返金、又は他の料金への充当は行われません。
2. 当社が別途実施する他の割引キャンペーン等との併用については、当該他の割引キャンペーン等の規定に従うものとします。当社が特に定めた場合を除き、本特典と他の割引との併用はできません。本特典と他の割引との併用が可能な場合においても、割引の適用順序や最終的な割引額については当社が別途定めるところによります。

第7条 （本特典の終了）

1. 以下の各号のいずれかに該当した場合、本特典の適用は終了します。

(1) 契約者が本光回線サービスの契約を解約した場合。

この場合、本光回線サービスの最終利用月（解約手続きが完了した日が属する暦月）の翌月の本モバイルサービスの利用分にかかる月額利用料金から、本特典の適用は終了します。

(2) 契約者が本モバイルサービスの料金プランを、対象料金プラン以外の料金プランに変更した場合。

この場合、変更後の料金プランが適用される暦月の本モバイルサービスの利用分にかかる月額利用料金から、本特典の適用は終了します。

(3) 契約者が本モバイルサービスの契約において、対象 SIM カードの利用がなくなった場合（全ての SIM カードを SMS 機能付き SIM 又はデータ通信専用 SIM に変更した場合等）。

この場合、対象 SIM カードの利用がなくなったことを当社が確認した日が属する暦月の翌月の本モバイルサービスの利用分にかかる月額利用料金から、本特典の適用は終了します。

(4) 本モバイルサービスの契約と本光回線サービスの契約において、登録されている BB. excite メンバーID が一致しなくなった場合。

この場合、BB. excite メンバーID の不一致を当社が確認した日が属する暦月の翌月の本モバイルサービス利用分にかかる月額利用料から、本特典の適用は終了します。

(5) 契約者が本モバイルサービスの契約（対象料金プラン）を解約した場合。

この場合、本モバイルサービスの解約をもって本特典の適用は終了します。

2. 前項に基づき本特典の適用が終了する場合であっても、当社は契約者に対し、あらかじめ個別に通知する義務を負わないものとします。

第8条 （本特典の内容及び本特約の変更・廃止）

1. 当社は、当社の判断により、本特典の内容（割引額、適用条件等を含みます。）の全部又は一部を変更し、又は本特典を廃止することができるものとします。

2. 当社は、当社の判断により、本特約の全部又は一部を変更することができるものとします。

3. 前二項の場合、当社は、変更又は廃止の効力発生時期及び内容を、当社のウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法により、事前に契約者に通知します。

4. 本特典又は本特約の変更若しくは廃止により契約者に損害又は不利益が生じた場合であっても、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条 （分離可能性）

本特約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効又は執行不能と判断された場合であっても、本特約の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第10条 （準拠法）

本特約は、日本国法を準拠法とします。

第11条 （専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025 年 6 月 4 日 制定